交　N15－45	ｔｈｅＰＡＲＫ　ＣＤＥ ＰＣＤＥ	東洋フレーム株式会社 大阪府柏原市円明町1000－80
交　N15－46	ヤマハパス ＸＯＬＫ	ヤマハ発動機株式会社 静岡県磐田市新貝2500番地
交　N15－47	ヤマハパス ＸＯＬＬ	ヤマハ発動機株式会社 静岡県磐田市新貝2500番地
交　N15－48	ヤマハパス ＸＯＮ１	ヤマハ発動機株式会社 静岡県磐田市新貝2500番地
交　N15－49	ヤマハパス ＸＯＮ２	ヤマハ発動機株式会社 静岡県磐田市新貝2500番地

○国家公安委員会告示第三十号

道路交通法施行規則（昭和三十五年総理府令第六十号）第三十九条の五第三項において準用する同令第三十九条の二第五項の規定により平成二十七年八月二十一日付けをもって次のとおり型式認定番号を指定したので、原動機を用いる歩行補助車等の型式認定の手続等に関する規則（平成四年国家公安委員会規則第十九号）第十条の規定に基づき、告示する。

平成二十七年九月九日

国家公安委員会委員長　小川惠里子

型式認定番号	自転車の名称及び型式	認定を受けた者の氏名及び住所
交　A15－38	ブリヂストンアシスタ Ｂ４	ブリヂストンサイクル株式会社 埼玉県上尾市中妻３丁目１番地の１
交　A15－39	ブリヂストンアシスタ A96	ブリヂストンサイクル株式会社 埼玉県上尾市中妻３丁目１番地の１
交　A15－40	ブリヂストンアシスタ Ｃ１	ブリヂストンサイクル株式会社 埼玉県上尾市中妻３丁目１番地の１
交　A15－41	ブリヂストンアシスタ Ｃ２	ブリヂストンサイクル株式会社 埼玉県上尾市中妻３丁目１番地の１
交　A15－42	ＬＴＸ43 ＥＬＴＸ43	パナソニックサイクルテック株式会社 大阪府柏原市片山町13－13
交　A15－43	ＬＴＸ63 ＥＬＴＸ63	パナソニックサイクルテック株式会社 大阪府柏原市片山町13－13
交　A15－44	１ＮＧＬ03 １ＥＮＧＬ03	パナソニックサイクルテック株式会社 大阪府柏原市片山町13－13
交　A15－45	ｔｈｅＰＡＲＫ　ＣＤＥ ＰＣＤＥ	東洋フレーム株式会社 大阪府柏原市円明町1000－80
交　A15－46	ヤマハパス ＸＯＬＫ	ヤマハ発動機株式会社 静岡県磐田市新貝2500番地
交　A15－47	ヤマハパス ＸＯＬＬ	ヤマハ発動機株式会社 静岡県磐田市新貝2500番地

○文部科学省告示第百五十一号

文化財保護法（昭和二十五年法律第二百十四号）第百九条第一項の規定により、次の表に掲げる記念物を史跡に指定したので、同条第三項の規定に基づき告示する。

平成二十七年九月九日

文部科学大臣　下村　博文

名称	所在地	地域
旧造幣寮	大阪府大阪市北区天満一丁目 同　天満橋一丁目	二五四番のうち実測四三四・〇一平方メートル 一番三のうち実測六二一六・四二平方メートル 備考　一筆の土地のうち一部のみを指定するものについては、地域に関する実測図を大阪市教育委員会に備え置いて縦覧に供する。

○厚生労働省告示第三百六十七号

公的年金制度の健全性及び信頼性の確保のための厚生年金保険法等の一部を改正する法律の施行に伴う経過措置に関する政令（平成二十六年政令第七十四号）第五条第三項の規定に基づき、公的年金制度の健全性及び信頼性の確保のための厚生年金保険法等の一部を改正する法律附則第八条に規定する責任準備金相当額の算出方法（平成二十六年厚生労働省告示第九十五号）の一部を次のように改正する。

平成二十七年九月九日

厚生労働大臣　塩崎　恭久

別表第一に次のように加える。

平成二十七年度（同年度の四月から六月までの期間に限る。）	年七・九〇パーセント

○農林水産省告示第二千九十六号

農業災害補償法施行規則（昭和二十二年農林省令第九十五号）第三十三条第一項及び第三十四条の三第一項の規定に基づき、昭和三十年十月一日農林省告示第七百七十八号（農業災害補償法施行規則により診療その他の行為によって組合員が負担すべき費用の内容に応じて農林水産大臣が定める点数等を定める件）の一部を次のように改正し、平成二十七年十月一日から施行する。

平成二十七年九月九日

農林水産大臣　林　芳正

一の家畜共済診療点数表を次のように改める。

（「次のよう」は、省略し、その関係書類を農林水産省経営局保険監理官及び都道府県庁に備え置いて縦覧に供する。）

○農林水産省告示第二千九十七号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第二十五条第一項の規定により、次のように保安林の指定をする。

平成二十七年九月九日

農林水産大臣　林　芳正

一　(一)　保安林の所在場所　群馬県利根郡片品村大字摺測字深澤・大字御座入字有久保・大字越本字高無（以上三大字三字国有林。次の図に示す部分に限る。）、みなかみ町下牧字花房・上牧字戸倉入・字湯澤入・大沼字大沼平・奈女澤字奈女澤入（以上四大字五字国有林。次の図に示す部分に限る。）

(二)　指定の目的　水源の涵養（かん）

(三)　指定施業要件

1　立木の伐採の方法

(1)　次の森林については、主伐は、択伐による。

字有久保・字高無・字戸倉入・字湯澤入・字大沼平・字奈女澤入（以上六字について次の図に示す部分に限る。）

(2)　その他の森林については、主伐に係る伐採種を定めない。

(3)　主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

(4)　間伐に係る森林は、次のとおりとする。

2　立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種　次のとおりとする。